

日 時	令和 7 年 9 月 30 日 14 時 30 分	場 所	福岡市役所 15 階 第 3 特別会議室
出席者	委員：鶴崎、勝山、柴田、福地、藤田 事務局：建築指導部長 柴田、建築指導課長 松尾、指導係長 伊東、道路判定係長 田中、金光、寺本、田井、監察第一係長 江口		
案件概要	第 210 号議案 敷地等と道路との関係 (西区小戸一丁目地内) 第 211 号議案 第二種住居地域内における 物品販売業を営む店舗以外の店舗兼自動車修理工場の新築 (東区香椎照葉六丁目地内) 第 212 号議案 日影による中高層の建築物の高さの制限 (早良区原五丁目地内) 第 213 号議案 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例 (博多区博多駅東一丁目地内) 第 214～273 号議案 (包括同意報告) 敷地等と道路との関係 第 274 号議案 (包括同意報告) 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度 第 275 号議案 (包括同意報告) 日影による中高層の建築物の高さの制限		

◇は建築審査会委員の質疑及び意見を示す。→は事務局の回答及び意見を示す。
 今回の建築審査会の傍聴人は 0 名。

●第 210 号議案 — 非公開 —

●第 211 号議案 — 同意 —

事務局より計画位置及び図面の詳細説明を行い、各委員とも一致して本議案を認めた。
 (主な質疑内容)
 ◇周辺に住宅は立地しているのか。
 →現況は立地していない。
 ◇作業内容として板金、塗装を行わずに修理対応は可能なのか。
 →板金及び塗装が必要な事故対応等の修理については、別の工場で対応する。
 ◇設備を追加で導入する場合には手続きは必要となるのか。
 →設備についても規制対象となるため、事前確認を含め手続きが必要となる。

●第 212 号議案 — 同意 —

事務局より計画位置及び図面の詳細説明を行い、各委員とも一致して本議案を認めた。
 (主な質疑内容)
 ◇前回許可から敷地の変更がなければ包括同意報告となるのか。
 →敷地外に新たな日影を生じさせないため、許可の特例に該当し、許可不要となる。
 ◇なぜ敷地形状に変更が生じたのか。
 →老人憩いの家を建築するにあたり敷地の一部を分割したためである。

●第 213 号議案 — 同意 —

事務局より計画位置及び図面の詳細説明を行い、各委員とも一致して本議案を認めた。
 (主な質疑内容)
 ◇地下駐輪場への経路はどのように想定しているのか。
 →一時駐輪スペースに駐車し、守衛室にて許可を受けた後、自転車と共に荷物用エレベーター

で地下1階まで降りる計画となっている。
◇ベンチの視認性に問題はないのか。
→床との明度差を大きくし視認性を確保する計画となっている。

●第214～273号議案　— 非公開 —

●第274号議案

(包括同意報告)

事務局より包括同意の内容について説明を行った。

(主な質疑内容)

特に意見なし。

●第275号議案

(包括同意報告)

事務局より包括同意の内容について説明を行った。

(主な質疑内容)

特に意見なし。

10月分予定　日時：10月29日（水）14時30分から　場所：福岡市役所15階第3特別会議室

11月分予定　日時：12月2日（火）14時30分から　場所：福岡市役所15階第3特別会議室